

★「武蔵国府寺」創建伽藍の復元（訂正版 2－6）

川瀬健一

6) なぜ「武蔵国府寺」なのか？－聖武天皇・「国分寺建立詔」の真実－

ここで「武蔵国分寺」の創建伽藍やそれに続く金堂院の作られた実年代を推定する前に、私たちが「武蔵国分寺」のもっとも古い創建伽藍を「武蔵国府寺」と呼んでいる理由を説明しておこう。これを説明することも、これらの伽藍の実年代を推定するには必要な作業だからである。

①聖武天皇の「国分寺建立詔」は国分寺を建立せよとは言っていない

多くは誤解しているものと思われるが、天平 13（741）年 3 月 24 日の聖武天皇の「国分寺建立詔」は国分寺を建立せよと命令したものではない。

この詔の後半、諸国への命令部分の原文を載せておこう。（原文：白文は、『増補 六国史』（全十二巻 佐伯有義、朝日新聞社、昭和 15）：巻三、四を新日本文学大系本（岩波書店）他、諸本で校訂したもの：<http://www.j-texts.com/jodai/shokuall.html> に掲載）

宜令天下諸國各敬造七重塔一區。并寫金光明最勝王經。妙法蓮華經各一部。朕又別擬寫金字金光明最勝王經。每塔各令置一部。所冀。聖法之盛。与天地而永流。擁護之恩。被幽明而恒滿。其造塔之寺。兼爲國華。必擇好處。實可長久。近人則不欲薰臭所及。遠人則不欲勞衆歸集。國司等各宜務存嚴飾。兼盡潔凜。近感諸天。庶幾臨護。布告遐邇。令知朕意。又每國僧寺。施封五十戸。水田十町。尼寺水田十町。僧寺必令有廿僧。其寺名爲金光明四天王護國之寺。尼寺一十尼。其寺名爲法華滅罪之寺。兩寺相共宜受教戒。若有闕者。即須補滿。其僧尼。每月八日。必應轉讀最勝王經。每至月半。誦戒羯磨。每月六齋日。公私不得漁獵殺生。國司等宜恒加檢校。

ちなみに武蔵国分寺跡資料館解説シートNo. 2 にこの詔の原文と現代語訳があったので、現代語訳の中から、諸国への命令の部分、余分な解説を削除して転載する。

（http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/004/239/explanatory_sheet.no.2.2016.pdf）

そこで、諸国にそれぞれ七重塔一基を敬って造り、併せて金光明最勝王經と妙法蓮華經を各一部ずつ写経させることとする。私もまた、金文字で金光明最勝王經を写し、塔ごとに一部ずつ納めたいと思う。これにより、仏教の教えが大空・大地とともにいつも盛んに続き、仏のご加護が現世でも来世でも常に満ちることを願う。

七重塔を持つ寺は「国の華」であり、必ず良い場所を選んでまことに長く久しく保つようにしなければならない。人家に近いときは悪臭が漂うような所ではよろしくないし、遠いときは集まる人を疲れさせてしまうようでは望ましくない。国司は寺を荘厳に飾り、いつも清潔に保つように努めなさい。間近で仏教を擁護する神々を感嘆させて、神仏が進んでこの国を守護してくださるようになってほしいのだ。全国にあまねく布告を出して、私の思っていることを知らせなさい。

また国毎の僧寺には、寺の財源として封戸を五十戸、水田十町を施し、尼寺には水田十町を施しなさい。僧寺には必ず二十人の僧を住まわせ、その寺の名は金光明四天王護国之寺としなさい。また、尼寺には十人の尼を住まわせ、その寺の名は法華滅罪之寺としなさい。二つの寺は距離を置いて建て、僧尼は教戒を受けるようにしなさい。もし僧尼に欠員が出たときは、直ちに補充しなさい。毎月八日には、必ず最勝王経を読み、月の半ばには戒と羯を誦えなさい。毎月の六斎日（八・十四・十五・二十三・二十九・三十日）には、魚とりや狩りをして殺生をしてはならない。国司は、常に監査を行いなさい。

詔を読めばわかるように、これは「七重の塔を建立せよ」と命令したに過ぎず、併せて、諸国で金光明最勝王経と妙法蓮華経とを書写させるとともに、この塔に天皇直筆の金泥の金光明経を収めること、そして七重塔を建てる僧寺は、便利で景勝の地を選んで立て、寺領を与えよなどと命令しているにすぎないのである。文言としては明示されていないが、七重塔を建立するのは当然寺院の中であり、このことからすでに多くの国には官立の寺院（僧寺）が存在していたことをこの詔は示している。そして僧寺建立の適地を示したのは、七重塔を納めるに適した僧寺を新たに建てる場合を示したのであり、この僧寺（すでに有る寺もこれから建てられる寺も）を金光明四天王護国之寺と命名し、同じくすでに存在していて妙法蓮華経を納めさせた尼寺は法華滅罪之寺とせよと命令しているにすぎないのである。

この点に最初に気が付いたのは肥沼さんである。

そしてこの詔の命令の中心が「塔をつくること」であることは、この詔以後に出された追加の詔の内容がよく示している。

天平 19（747）年 11 月 7 日に聖武天皇はさらに追加の詔を発して、諸国に金光明寺と法華寺の造営を促して郡司の中でこれらの寺の造営に携われるものを選んで任命し、造営ができれば褒賞を与えるとしたのだが、さらに、天平 19（747）年 12 月 14 日。天皇は次のように天下の諸国に勅した。「人民の中で塔を造立することを真心から願う者があれば、すべてこれを許し受け入れよ。その塔を造る土地は、必ず伽藍のある院の中で、みだりに山野や道辺に造ってはならない。もし塔を造る準備ができれば、先ずその状況を申上げよ。」と。つまり 11 月に出された詔も、さらに以前の 741 年に出された詔でも、その命令の中心は僧寺に七重塔を建立することにあつたことが、これらの追加の詔勅でわかるのである。

②七重塔建立は難航した

だがこの聖武天皇の願いは、すぐには実現せず、七重塔建立は難航したのだ。

このことは先に見たように、天平 13 (741) 年 3 月 20 日の「国分寺建立詔」のあとで、さらに 6 年後の天平 19 (747) 年 11 月 7 日に聖武天皇はさらに追加の詔を発したことに如実に示されている。

この追加の詔の全文は以下のとおりである。(訳文は、宇治谷孟『全現代語訳続日本紀』：講談社文庫により、原文：白文は、『増補 六国史』(全十二巻 佐伯有義、朝日新聞社、昭和 15)：巻三、四を新日本文学大系本(岩波書店)他、諸本で校訂したもの：<http://www.j-texts.com/jodai/shokuall.html> に掲載。)

「朕は去る天平 13 年 2 月 14 日に、真心から発願して、国家の基礎を永く固め、聖なる仏の教えを常に修めさせようと思い、広く天下の諸国に詔して、国毎に金光明寺と法華寺を造立させようとした。その金光明寺にはそれぞれ七重塔一基を造立し、あわせて金字の金光明経一部を写して、塔の中に安置させることにした。ところが諸国の国司らは怠りなまけてそのことを行わず、或いは場所が便利でなかったり、或いは未だに基礎も置いている。思うに、天地の災異が一、二あらわれているのは、このためかと思う。朕の股肱とたよりにする臣が、どうしてこのようであってよかろうか。そこで従四位下の石川朝臣年足・従五位下の阿倍朝臣小嶋・布勢朝臣宅主らを各道に分けて派遣し、寺地の適否を検べて定め、あわせて造作の状況を視察させよう。国司は使いおよび国師と共に、勝れた土地を選び定め、努力して造営と修繕を加えよ。また郡司の中で活発に諸事をなし遂げることの出来る者を選んで、専ら造寺のことを担当させよ。これから三年以内を限度として、塔・金堂・僧坊をすべて造り終わらせよ。もしよく勅を守ることができ、その通り修造することができたら、その子孫は絶えることなく郡領の官職に任じよう。その僧寺・尼寺の水田は、以前に施入された数を除いて、さらに田地を加え、僧寺には 90 町、尼寺には 40 町、所司に命じて開墾させて施入するであろう。広くこれを国・郡に告げて朕の意を知らしめよ。」(原文は：詔曰。朕、以去天平十三年二月十四日。至心発願。欲使国家永固。聖法恒修。遍詔天下諸国。国別令造金光明寺。法華寺。其金光明寺各造七重塔一区。并写金字金光明経一部。安置塔裏。而諸国司等怠緩不行。或処寺不便。或猶未開基。以為。天地災異、一二顕来、蓋由茲乎。朕之股肱豈合如此。是以差従四位下石川朝臣年足。従五位下阿倍朝臣小嶋。布勢朝臣宅主等。分道発遣。検定寺地。并察作状。国司宜与使及国師。簡定勝地、勤加営繕。又任郡司勇幹堪濟諸事。専令主当。限来三年以前。造塔・金堂・僧坊、悉皆了。若能契勅。如理修造之。子孫無絶、任郡領司。其僧寺・尼寺水田者、除前入数已外。更加田地。僧寺九十町。尼寺四十町。便仰所司墾開応施。普告国郡、知朕意焉。)

驚くべきことにこの詔が示していることは、諸国の国司が天皇の詔を無視して、6 年後の

時点でもまだ七重塔の基礎すらおいていない諸国があることだ。そしてこの事態に業を煮やした天皇は、直臣を諸道に遣わして七重塔建立を促し、諸国の建立状況を巡検させたのだが、これではうまく実現しないと考えたのであろう、国司ではなく、諸国の在地の有力者である郡司層に呼びかけて、七重塔、および新たに金光明寺や法華寺を建立するものを募り、三年以内にこれを実現すれば、永く郡司として子孫まで任命し続けると約束したのだ。

この追加の詔でも「努力して造営と修繕を加えよ」とか「その通り修造することができたら」との言葉を発していることから、諸国では既存の官立寺院を修理してそこに七重塔を新たに造営したり、官立寺院を新たに造立したことが伺える。

しかしこれでも諸国に七重塔を備えた金光明寺の造立は難航したようである。

先の追加の詔の直後の天平 19 (747) 年 12 月 14 日、天皇は次のように天下の諸国に勅した (訳文・原文は先に示した通り)。

「人民の中で塔を造立することを真心から願う者があれば、すべてこれを許し受け入れよ。その塔を造る土地は、必ず伽藍のある院の中で、みだりに山野や道辺に造ってはならない。もし塔を造る準備ができれば、先ずその状況を申上げよ」(原文：勅。天下諸国。或有百姓情願造塔者。悉聽之。其造地者、必立伽藍院内。不得濫作山野路辺。若備儲畢。先申其状。)と。

この再度の追加の勅が示すことは、聖武天皇の発願で七重塔の造立こそがその眼目であったことと、この造立が困難なために、造立を郡司も含めた在地の有力者に広げて (人民の中で)、造立を担うものを募集したということである。

だがこれでも七重塔を備えた金光明寺造立は難航した。

このことを示す史料は、さらにその 9 年後の次のものである (訳文・原文は先に示した通り)。

天平勝宝 8 (756) 年 12 月 20 日。越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土佐・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向など 26 の国には国毎に灌頂幡一具・道場幡四十九具・緋綱二条を分ち下し、各国で行う太上天皇の一周忌のご齋会のりっぱな飾りに充てさせた。使用後は金光明寺に収め置き、永く寺物として、必要なことが起これば出して用いさせた (原文：越後。丹波。丹後。但馬。因幡。伯耆。出雲。石見。美作。備前。備中。備後。安芸。周防。長門。紀伊。阿波。讃岐。伊予。土左。筑後。肥前。肥後。豊前。豊後。日向等廿六国。国別頒下灌頂幡一具。道場幡四十九首。緋綱二条。以充周忌御齋莊飾。用了、収置金光明寺。永為寺物。隨事出用之。)

これは聖武天皇の娘で彼の跡を継いで皇位についた、阿倍内親王（孝謙天皇）の命であるが、太政天皇（聖武天皇）の一周忌を全国的に行うにあたって、26ヶ国の金光明寺に「灌頂幡一具・道場幡四十九首・緋綱二条」を分って齋会を行わせ、齋会実施後もこれらを金光明寺に留め置かせ、以後も用いさせたというものである。

ここで疑問なのはなぜこの26ヶ国なのかということだ。なぜ全国66ヶ国の金光明寺に分け与えなかったのか。

思うにこれは、聖武天皇の発願である、諸国の金光明寺に七重塔を造立するという願いを彼の一周忌までに実現したのが、上にあげた26ヶ国しかなかったからだと思われる。発願から15年たっても、全国の三分の一を少し上回る諸国にしか、七重塔を備えた金光明寺は建立されなかったのである。そしてこれを実現した諸国というのは、西海道諸国（九州）と山陽道・山陰道・南海道（中国四国）諸国に、北陸道の越後を加えた国々であり、近畿天皇家の本拠地である畿内や、さらに東山道・東海道諸国はまったく入っていないことが特徴である。この26ヶ国とは、越後国を除けば、近畿天皇家に先在した九州王朝の主要な版図であったことは興味深い(26ヶ国の「国分寺」の性格については後で検討する)。

ではなぜ七重塔を備えた金光明寺建立は難航したのか。

これは聖武天皇という王個人の存在に焦点を合わせて、「国分寺建立詔」そのものがなぜ発願されたのかを考えてみないとわからない。

この点を王権のあり方に焦点を合わせて考察したのが、中世史家の河内祥輔であった。彼の著書『古代政治史における天皇制の論理』（吉川弘文館1986年刊）において、彼は大略古代の天皇の位について次のように述べた。

奈良時代までの「大和」における「大王」位の継承は、一定の条件をもった皇族の中から、諸臣が候補者を選び選定するというものであった。そして同じ条件の候補者が並び立ったときは支持者も含めた戦争で決着がつけられたのであった。

その条件とは「父も母も『天皇の子ども』である」というものであった。大王の力はまだ諸豪族を凌駕したものではなかったのである。しかし天皇自身は諸豪族とは異なり、自身の直系の子孫を継続的に天皇位につけようと画策する。したがって、同じ条件の候補者が並び立ったときは支持者も含めた戦争で決着がつけられたのであった。

河内はこの認識を『古事記』『日本書紀』における大和の皇位継承過程の分析から導き出したのだが、この認識に基づいて、古代の各政権の分析も行い、聖武朝については、大略次のように述べている。

聖武天皇は生まれながらにして「天皇の資格に欠ける」天皇と貴族全般に認識され、天皇自身もそのコンプレックスを抱いていて、その克服に生涯をかけたということである。したがって彼のなした事はすべてこの「天皇としての資格」を確立するためになされたこ

と理解すると、極めて合点の行く事である。

天皇は「その両親ともに天皇の子」という血筋がその継承の資格と貴族たちに認識されていた。聖武天皇の母は藤原氏の出であり、彼は天皇の資格を満たさなかったが、天武一（草壁）一文武と続いた王統の唯一の継承者だったので諸貴族もしかたなく彼の王位継承を承認した。したがって彼は「天皇の資格」を満たした子どもをもうけることが至上命令であったのだが、彼の前には3代にわたる女帝が続き、彼の父文武には子どもは彼しかいなかったもので異母姉妹もおらず、彼には妻とすべき適当な年齢の皇女がいなかったのである。

そこで彼が考えた策は、新しい「天皇の資格」を作りだすことだった。そしてそれは「藤原氏の出の後を母とする」というものであり、藤原光明子との間のただ一人の男子である基王を後継者とし、この息子の成人とともに位を譲り、自分は上皇として権力を振るい、自分の子孫に王位を伝えようという目論見であった。しかし神亀5（728）年9月、基王は1歳にならずに死去し、彼の構想は挫折した。ここに「天皇の資格」を持った後継者がいないという事態が生まれ、奈良時代政治史は此れ以後、桓武朝の成立まで30年以上にわたって不安定になった。

この事実を背景に聖武天皇の行動と彼の在位中の出来事を考察すると、謎は一気に解けて行くのである。

天平16（744）年1月に、聖武天皇の残されたただ一人の男子である安積親王（彼は母の身分が低いので王位継承は困難ではあったが）が死去し、聖武天皇の直系の子孫に皇統を継がせる事が不可能になった。この事態に直面した聖武天皇は娘の井上内親王を伊勢の斎宮から呼び戻し、天智の子孫なので皇族の片隅にいた白壁王（後の光仁天皇）に嫁がせ、二人の間に生まれた男子を次の後継者にしようと考えた。だがすぐには男子が生まれなかったので聖武天皇は次代の後継者を恵まれることを仏に祈って、自らを仏弟子とし、諸国に寺をつくったり、大仏を建立したのである。普通大仏の建立とは「国家の安定」のためと解釈されているが、この時代の天皇にとっては「国家=天皇」であり、『国家の安定=皇位の安定』であったのである。したがって彼が次々と都を移すという「狂気」の沙汰にでたのも後継者がいないという不安から出たのであり、大仏建立の詔の直前に出されたあの有名な墾田永年私財法も、大仏建立に私財を寄付することを促した流れの中において捉え、私財寄付・聖武皇統の承認と引き換えに「土地の私有を認めた」と理解できるのである。

これでは貴族たちの間での聖武天皇の支持率は極めて低いものであったろう。

だから当然のこととして、聖武天皇に代わる天皇擁立運動が起きる。聖武はこれをも強権力を持ってつぶしたのである。

その好例が神亀6（729）年2月の長屋王の変である。

この変は、あの基王が死去した次の年である。長屋王は、聖武天皇のおばである吉備内親王を后とし、自身も天武天皇の第一皇子の高市皇子を父に持つ長屋王は親王の位をもち、二人の間には男子が3人もいた。長屋王は聖武王朝をおびやかす最右翼として「謀反」の

嫌疑をかけられ抹殺されたのである。そして此れ以外の「謀反」事件はすべて、孝謙天皇在位中のもも含めて全て、聖武系以外の天武系の皇族を根絶やしにする所業だったのである。

この聖武天皇のなりふりかまわない行動にもかかわらず、ついに彼の生前には後継ぎは生まれず、彼の構想は実現しなかった。

この流れの中で聖武天皇は、彼の血統を継ぐ男子の誕生を仏に強く祈願する。これが「国分寺」の諸国建立であり、大仏建立であった。

この河内の説のように事態を捉えてみれば、聖武王朝は正統な王朝とは貴族層には認識されていないのだから、いつまで続くかわからない。この不安定な王朝の命に従って、多額の費用を費やして人民に負担を強いる七重塔と金光明寺・法華寺の諸国での造営を強行したのでは、自身の政治生命も危ない。諸国の国司はこう考えたのであろう。

だから聖武の命令をボイコットした。

おそらく比較的早くに七重塔を設けた諸国というのは、すでにこの大きな塔を造るにふさわしい寺地を持った官立寺院を持っていた国々であったと思われる。先にみた 26ヶ国の越後国を除くすべてが、近畿天皇家の基盤となった地ではなく、九州王朝の固有の領域であったことは、このことを示しているのだと思う。

その他の諸国では聖武天皇の命令は、国司のボイコットにあった。だから聖武は、国司を超えて、直臣を直接各地域へ派遣し、地域の有力者の力を結集させようとしたのであろう。だがそれでも不安定な王朝の命に従う郡司層や有力者は少なかったのである。

経過を見てみると、諸国の金光明寺には、既存の官立寺院を転用したものと新たに造営したものがあり、さらにそのすべてに七重塔が建立されたわけではなかったのだと思われる。

③聖武の詔以前に諸国に僧寺と尼寺が存在した

さらに先の「国分寺建立詔」で大事なところは、この詔が出される以前にすでに諸国の国府には官立の僧寺と尼寺とが存在していたということだ。そうでなければこの詔は意味をなさない。

そしてこの詔以前にも、諸国の国府に官立の僧寺と尼寺がなければ意味をなさない命令が、天皇家からだされているのである。

『続日本紀』で確認できる命令は以下のとおりである（訳文は、宇治谷孟『全現代語訳続日本紀』：講談社文庫により、原文：白文は、『増補 六国史』（全十二巻 佐伯有義、朝日新聞社、昭和 15）：巻三、四を新日本文学大系本（岩波書店）他、諸本で校訂したもの：<http://www.j-texts.com/jodai/shokuall.html> に掲載。）

- 1：大宝2年（702）2月20日 諸国の国師を初めて任命した。（原文：任諸國國師）
- 2：大宝2年（702）12月13日 持統太政天皇が病重くなられたので、畿内四か国に命じて、金光明経を講説させた。（原文：太上天皇不豫。大赦天下。度一百人出家。令四畿内講金光明経。）
- 3：神亀2（725）年7月17日 七道の諸国に次のように詔した。（中略）諸寺院の境内はつとめて払い浄めよ。そのうえで僧尼に金光明経を読ませよ。もしこの経がなければ、最勝王経を転読させ、国家を平安にさせよ。（原文：詔七道諸國。又諸寺院限。勤加掃浄。仍令僧尼讀金光明経。若無此経者。便轉最勝王経。令國家平安也。）
- 4：神亀5（728）年12月28日 金光明経64部計640巻を諸国に配布した。国毎に10巻宛である。これ以前は諸国が所有する金光明経は、国によって8巻本であったり4巻本であったりしたが、ここに至って新たに書写し、10巻本を分与したのである。経の到着次第に転読させることにした。国家を平安ならしめるためである。（原文：金光明経六十四帙六百四十巻頒於諸國。々別十巻。先是。諸國所有金光明経。或國八巻。或國四巻。至是寫備頒下。隨経到日。即令轉讀。為令國家平安也。）
- 5：天平9（737）年3月3日 国毎に釈迦仏の像一体と脇侍菩薩二体を造り、合わせて大般若経一部（600巻）を書写せよと命じた。（原文：詔曰。每國令造釋迦佛像一体。挾侍菩薩二体。寫大般若経一部。）
- 6：天平10（738）年4月17日 京と畿内と七道諸国に、三日間金光明最勝王経を転読させた。（原文：詔。為令國家隆平宜令京畿内七道諸國三日轉讀最勝王経。）
- 7：天平12（740）年6月19日 天下の諸国に、国毎に法華経を10部写し、あわせて七重塔を建てさせることとした。（原文：令天下諸國每國寫法華経十部。併建七重塔焉。）
- 8：天平12（740）年9月15日 畿内と七道諸国に、（中略）国毎に高さ7尺の觀世音菩薩像を一体宛造るとともに、觀世音経10巻を写経するように命じた。（原文：勅四畿内七道諸國曰。故今国別造觀世音菩薩像壹軀、高七尺。并写觀世音経一十巻。）
- 9：天平13（741）年正月15日故太政大臣藤原朝臣の家が食封5千戸を返上した。しかし2千戸はもとのままその家に返し与え、3千戸は諸国の国分寺に施入して、丈六の釈迦像を造る費用に当てた。（原文：故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戸。二千戸、依旧返賜其家。三千戸、施入諸国国分寺。以充造丈六仏像之料。）

この次の命令が、先にみた「国分寺建立詔」である。

1の「国師」とは国々の僧侶を監督する立場の僧であり、これ以前にすでに国々にも国が建てた寺院や豪族らが立てた寺院があつて多くの僧尼がいるからこそこの命令である。さらに2から8は、すでに諸国に国毎に寺（僧寺や尼寺）が作られてなければ意味のない命令であり、9は「国分寺」の語の「続日本紀」における初出の例であり、この時点ですでに諸国に「国分寺」と呼ばれる官立の寺院があつたことを示す資料である。

しかしこれらの官寺が天皇家によって制定されたものでないことは『続日本紀』の前の

正史である『日本書紀』を見ればわかることである。

『日本書紀』では日本への仏教の伝来は、欽明天皇 13 (552) 年 10 月に百済の聖明王が、釈迦の金銅像一体と幡蓋若干・経論若干を奉ったのがはじめとされているが、これ以後で全国的な仏法普及にかかわる記事は以下のとおりである（訳文は、宇治谷孟『全現代語訳日本書紀』：講談社文庫により、原文：白文は、新訂増補国史大系本を主に、諸本で校訂したもの：<http://www.j-texts.com/jodai/shokiall.html> に掲載）。

1:天武天皇 5 (676) 年 10 月 20 日 諸国に使いをつかわし、金光明経・仁王経を説かされた。（原文：遣使於四方国。説金光明経。仁王経。）

2:天武天皇 8 (679) 年夏 4 月 5 日 「食封を与えられている諸寺の由緒を調べ、加えるべきものは加え、やめるべきところはやめよ」といわれた。この日、諸寺の名を選び定めた。（原文：商量諸有食封寺所由。而可加加之。可除除之。是日。定諸寺名也。）

3:天武天皇 9 (680) 年 4 月 勅して「およそ諸寺は、今後国の大寺 2・3 を除いて、その他は官司の管理をやめる。ただし食封を所有しているものは、30 年を限度とする。・・・」と言われた。（原文：勅。凡諸寺者。自今以後。除為国大寺二三、以外。官司莫治。唯其有食封者。先後限三十年。若数年満三十則除之。且以為。飛鳥寺不可関于司治。然元為大寺而官司恒治。復嘗有功。是以猶入官治之例。）

4:天武天皇 12 (683) 年 3 月 2 日 僧正・僧都・律師を任命し勅して「僧尼令に従い、僧尼を統べ治めるようにせよ」云々といわれた。（原文：任僧正。僧都。律師。因以勅曰。統領僧尼如法云々。）

5:天武天皇 14 (685) 年 3 月 27 日 詔して「国々で、家毎に仏舎をつくり、仏像と經典を置いて、礼拝供養せよ」といわれた。（原文：詔。諸国每家、作仏舎。乃置仏像。及経。以礼拝供養。）

6:天武天皇 15・朱鳥元 (686) 年 10 月 29 日 「新羅の国の沙門行心は皇子大津の謀反に与したが、罪するのに忍びないから、飛驒の国の寺に移せ」といわれた（持統天皇）。（原文：又詔曰。新羅沙門行心。与皇子大津謀反。朕不忍加法。徙飛驒国伽藍。）

7:持統天皇 7 (693) 年 10 月 23 日 この日から始まって、仁王経を諸国に講説させた。四日間かかって終わった。（原文：始講仁王経於百国。四日而畢。）

8:持統天皇 8 (694) 年 5 月 11 日 金光明経百部を諸国に送り届けられた。毎年 1 月の 7・8 日頃にその経を読誦し、その供養料は正税から支出せよとされた。（原文：以金光明経一百部送置諸国。必取毎年正月上玄読之。其布施以当国官物充之。）

以上が全てである。

2 はこれ以前にすでに諸国に官から食封を与えられた寺が多数あることを示し、しかもそれぞれの寺がどのような由緒を持ち国から食封を与えられたかを近畿天皇家は把握していないことを示している。そして 3 は調べられた国々の食封を与えられている寺の中から

国毎に大寺2・3を選んで食封を与えそれ以外は除外、そして食封を与えたものも30年を限度とするとしている。しかしこれ以前に『日本書紀』には、諸国に官寺を置いた記事はない。

5は従来この「家」を国衙だとして国府毎に官寺を建てさせたと解釈し、これが「国分寺」のはじまりと考えられてきたが、角田文衛は、この官寺の名前は、観応2（1351）年の『真壁文書』の「羽州国府寺」という記事と、貞和4（1348）年ごろに成立したといわれる『峯相記』にある「播磨国府寺」との表記にしたがって「国府寺」だとし、家永三郎は中世文書を根拠に7世紀に出来た諸国の寺を「国府寺」とするのは根拠とはならず、この命令は個人の家毎と解すべきだと批判した有名な論争になったところである（木下良著『国府』による）。しかしこの命令以前からすでに諸国に官寺があったことは1・2・3で明らかなので、この場合の「家」とは家永が解したように個人の家と解したほうが正しいと思われる。角田の解釈は、今まで見たように、近畿天皇家の正史に、諸国に官立寺院を建立した記事がないことを背景として、そうした記事をなんとか見つけ出そうとする試みであったのだと思う。

6はすでに「飛騨国の寺」と呼ばれる官寺があったことを示す史料だ。

7・8もすでに諸国に官寺があることが前提である。

さらに興味深いのは4だ。「僧尼令に従え」としているが、『日本書紀』の中にはどこにもこの法令の制定記事がない。

また先にすでに官寺であって食封を与えられた全国の寺院の由来を近畿天皇家が知らないことをみたが、『続日本紀』には、これと同じく、諸国の僧侶がいかにして任命されたのかを近畿天皇家が知らないということを示す興味深い史料も引用されている。

それは、聖武天皇の神亀元（724）年10月1日の条。治部省が諸国の僧尼の中で、出家の由来やすでに官から許可を得ているのかどうか不明のものが1122人もおり、これらに僧尼の証明書を出すべきかどうか伺いを立てたのに対して、天皇の詔で以下のように答えた。

「白鳳以来・朱雀以前のことは、はるか昔のことであるので、調べ明らかにすることは難しい。また役所の記録にも粗略のところが多くある。そこで今回の現在の僧尼の名を確定して、それから証明書を支給せよ」と。原文は「白鳳以来。朱雀以前。年代玄遠。尋問難明。亦所司記注。多有粗略。一定見名。仍給公驗。」である（訳文・原文の出典は先に示した通り）。

この「白鳳」「朱雀」の年号が正史にこれ以外にはないので、従来はこれを孝徳朝から天武朝とされて解釈されて、「年代玄遠」を文字通り「はるか昔」と解釈している。しかしこれは九州王朝が使ってきた年号であり、「古田史学の会」のサイトの「九州年号総覧」によれば、白鳳は661年～683年、朱雀は684年～685年である。つまり「白鳳以来朱雀以前」は661年から685年の25年間を指しており、近畿天皇家の年代でいえば、斉明7年から天武14年までを指す。とすれば聖武天皇の神亀元年からすればわずか60年～40年ほど前の話で、一人の人生にすぎない至近の出来事である。わからない筈はない。これを「年

代玄遠」としたのは『続日本紀』の編者の作為にすぎず、実態は「他の王朝が行ったことなのでわからない」のである。

そしてこの僧侶出家の事情が分からない状況はこれ以後も続き、宝亀 10 (779) 年になっても混乱が続いていることは、次の治部省の 8 月 23 日の奏上からもわかるのである。

すなわち、治部省が次のように奏上した。「大宝元年以降、僧や尼僧は本籍があるといっても、未だ生死を確認することはできません。このため諸国の名帳を照らし合わせる手立てがありません。重ねて役所に命令して、住所に在・不在の状況を報告させるようお願いします。」と(原文: 治部省奏曰。大宝元年以降。僧尼雖有本籍。未知存亡。是以。諸国名帳。無由計会。望請。重仰所由。令陳住处在不之状。)(訳文・原文の出典は先に示した通り)。

この 50 数年後の奏上が示すことで興味深いのは、神亀元 (724) 年 10 月 1 日の条の聖武天皇の詔では「白鳳以來。朱雀以前。」と表現していたところが、「大宝元年以降。」に代わっていることだ。つまり近畿天皇家が全国の僧や尼僧を管理するようになったのは、大宝元年 (701 年) からであり、それ以前のことは(他王朝の管轄だから)わからないと、先の聖武天皇の詔でも、この治部省の奏上でも告白しているのである。

仏教の普及と仏教政策をみると、古代の日本がずっと昔から近畿天皇家が統治してきたわけではないことが明らかになる。

話を元に戻せば、7 世紀の半ば以前にすでに、諸国の国府に官立の僧寺と尼寺が存在したのだが、それは近畿天皇家が設けたものではないので、その根拠を正史『日本書紀』や『続日本紀』に示せないということなのだ。

しかし木下良によれば、実際には諸国の国府近傍に「国府付属寺院」と呼んだほうが適当である古代寺院遺跡が全国から多く発見されており、しかもその多くが白鳳期 (7 世紀後半) 建立と考えられるという考古学的事実をあげ、すでに白鳳期以前に全国的に「国府付属寺院」とでも呼ぶべき寺院があったことは確実だとし、先の角田文衛の説を寺院の名称以外では支持した。

この木下が挙げる考古学的事実と、先にみた正史での仏法関連記事から、聖武天皇の「国分寺建立」詔以前にすでに、諸国の国府には官立の寺院 (僧寺・尼寺) があったことは確実だと思われる。

ちなみに木下がその著書『国府 その変遷を主として』(1988 年教育社刊) で挙げた「国府付属寺院」があったとした諸国は、山城、河内、和泉、尾張、参河、伊豆、甲斐、武蔵、常陸、近江、美濃、飛騨、上野、陸奥、若狭、越前、能登、越中、越後、丹波、丹後、因幡、石見、播磨、備前、備中、備後、周防、紀伊、讃岐、土佐、豊後の 32 ケ国であり (p 160 「諸国の国府付属寺院」一覧)、さらに本書の本文の中で相模国分寺についても、その初期国府と想定される地に白鳳期の寺院があるのでこれは「国府付属寺院」と木下は考えている (p147) から、木下が挙げた「国府付属寺院」がある諸国の数は、総計で 33 ケ国にも及んでいるのだ。

ということは 741 年の詔で七重塔を造る場所として指定された僧寺とはこの「国府付属寺院」であった可能性が高いのだ。

では一体諸国の国府に付属するように建てられた官立寺院を建立した主体はだれなのだろうか。この答えは近畿天皇家一元史観、つまり悠久の昔から日本列島は近畿天皇家が統治してきたという歴史観では答えることはできない。この全国的な官立寺院建立の主体は、近畿天皇家以前に列島を統治してきた九州王朝以外にはありえないのである。

④諸国の官立僧寺の名は国府寺である

ではこの全国的な官立寺院の名称は何であったのか。

先に見た 741 年の命令[天平 13 (741) 年正月 15 日故太政大臣藤原朝臣の家が食封 5 千戸を返上した。しかし 2 千戸はもとのままその家に返し与え、3 千戸は諸国の国分寺に施入して、丈六の釈迦像を造る費用に当てた。(原文：故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戸。二千戸、依旧返賜其家。三千戸、施入諸国国分寺。以充造丈六仏像之料。)]を根拠にして、これ以前に全国の国々に建てられた官立寺院は「国分寺」という名称であったと論じたのが、「九州古代史の会」の庄司圭次である。庄司は「九州古代史の会」編纂の『古代史論集「倭国」とは何か』(2006 年同時代社刊)の「誰が国分寺の制度を創ったか」で、この説を明らかにした。

庄司の論は明快である。

741 年の命令に「国分寺」とあるが、この直後の詔でこれを金光明四天王護国之寺と改名させたが、その後の『続日本紀』のこの寺に関する表記を追いかけてみると、771 年までは「金光明寺」や「国分寺」「国分僧寺」という表記が混在するものの、772 年以後は「国分寺」に統一されている。そしてこの正史には「国分寺を建立せよ」との命令が存在しないのであるから、「国分寺」を創設したのは近畿天皇家ではない。彼は九州王朝論者であるので、建立主体は九州王朝とする。そして近畿天皇家は先行する王朝が作った「国分寺」の名称を抹殺するために、本来「国分寺」であったものを「金光明寺」に改名しようとしたが結果としてこれができなかったのだと。

ちなみに庄司は『続日本紀』から「国分寺建立詔」以後の「国分寺」や「金光明寺」などの使用例をすべて挙げて検討しているが、それは以下のとおりである(訳文は、宇治谷孟『全現代語訳続日本紀』：講談社文庫により、原文：白文は、『増補 六国史』(全十二巻 佐伯有義、朝日新聞社、昭和 15)：巻三、四を新日本文学大系大系本(岩波書店)他、諸本で校訂したもの：<http://www.j-texts.com/jodai/shokuall.html> に掲載。)(※○は庄司が例として挙げたもの。●は庄司が例として挙げ忘れたもの)。

1：天平 15 (743) 年 1 月 13 日 金光明経最勝王経を誦読させるために、多くの僧を金光明寺に招いた。その時の天皇の詞は次のようであった。「(略) 別にまた大養徳国の金光明

寺で、特にすぐれた法会を設けて、天下の模範にしたいと思う。(以下略)」(原文全文：為読金光明最勝王經。請衆僧於金光明寺。其詞曰。天皇敬諮四十九座諸大德等。弟子、階縁宿殖、嗣膺宝命。思欲宣揚正法、導御蒸民。故以今年正月十四日。勸請海内出家之衆於所住处。限七七日転読大乘金光明最勝王經。又令天下限七七日。禁断殺生及断雑食。別於大養徳国金光明寺。奉設殊勝之会。欲為天下之摸。諸徳等、或一時名輩。或万里嘉賓。僉曰人師、咸称国宝。所冀、屈彼高明、随茲延請。始暢慈悲之音。終諧微妙之力。仰願、梵宇増威。皇家累慶。国土嚴浄。人民康楽、広及群方、綿該広類。同乗菩薩之乗、並坐如来之座。像法中興、実在今日。凡厥知見、可不思哉。) ●

2：天平 15 (743) 年 3 月 4 日。金光明寺の読経が終わった(原文：金光明寺読経竟)。●

3：天平 16 (744) 年 3 月 14 日。金光明寺の大般若経を運んで、紫香楽宮に到着した(原文：運金光明寺大般若経、致紫香楽宮)。●

4：天平 16 (744) 年 7 月 23 日。天皇は次のように詔された。「四畿内・七道諸国では、国別に正税 4 万束を割いて、国分寺・国分尼寺に各 2 万束を施入し、毎年出挙してその利息で永く造寺の費用にあてるように(原文：詔曰。四畿内七道諸国。国別割取正税四万束。以入僧尼両寺、各二万束。毎年出挙。以其息利、永支造寺用)。●

5：天平 18 (746) 年 9 月 29 日。恭仁京の大極殿を国分寺に施入した(原文：恭仁宮大極殿施入国分寺)。●

6：天平 19 (747) 年 11 月 7 日。天皇は次のように詔した。「朕は去る天平 13 年 2 月 14 日に、真心から発願して、国家の基礎を永く固め、聖なる仏の教えを常に修めさせようと思ひ、広く天下の諸国に詔して、国毎に金光明寺と法華寺を造立させようとした。その金光明寺にはそれぞれ七重塔一基を造立し、あわせて金字の金光明経一部を写して、塔の中に安置させることにした。ところが諸国の国司らは怠りなまけてそのことを行わず、或いは場所が便利でなかったり、或いは未だに基礎も置いていない。(中略)そこで従四位下の石川朝臣年足・従五位下の阿倍朝臣小嶋・布勢朝臣宅主らを各道に分けて派遣し、寺地の適否を検べて定め、あわせて造作の状況を視察させよう。(中略)国司は使いおよび国師と共に、勝れた土地を選び定め、努力して造営と修繕を加えよ。また郡司の中で活発に諸事をなし遂げることの出来る者を選んで、専ら造寺のことを担当させよ。これから三年以内を限度として、塔・金堂・僧坊をすべて造り終わらせよ。(中略)その僧寺・尼寺の水田は、以前に施入された数を除いて、さらに田地を加え、僧寺には 90 町、尼寺には 40 町、所司に命じて開墾させて施入するであろう。(後略)(原文全文は先に示した)。○

7：天平勝宝元 (749) 年 5 月 15 日。飛驒国大野郡大領・外正七位下の飛驒国造高市麻呂、上野国勢多郡小領・外従七位下の上毛野朝臣足人が、それぞれ当国の国分寺に寄進の物を献上した。天皇はこれにそれぞれ外従五位下を授けた(原文：上野国碓氷郡人外従七位上石上部君諸弟。尾張国山田郡人外従七位下生江臣安久多。伊予国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等。各献当国国分寺知識物。並授外従五位下)。●

8：天平勝宝元 (749) 年 7 月 13 日。諸寺の墾田地の限度を定めた。(中略)大倭国の法華

寺・もろもろの国分金光明寺は寺毎に千町、大倭国の国分金光明寺は4千町、(中略)諸国の法華寺は寺毎に4百町(後略)」(原文全文：定諸寺墾田地限。大安。薬師。興福。大倭国法華寺。諸国分金光明寺。寺別一千町。大倭国国分金光明寺四千町。元興寺二千町。弘福。法隆。四天王。崇福。新薬師。建興。下野薬師寺。筑紫観世音寺。寺別五百町。諸国法華寺。寺別四百町。自余定額寺。寺別一百町。)○

9：天平勝宝2(750)年2月23日。大倭国の金光明寺に封戸3千5百戸を増加した。以前に与えられた封戸と合わせて5千戸である(原文：益大倭金光明寺封三千五百戸。通前五千戸。)●

10：天平勝宝8(756)年6月3日。勅して使いを七道諸国に遣わし、諸国が造っている国分寺の丈六仏像の造作をうながし調べさせた(原文：勅、遣使於七道諸国。催検所造国分丈六仏像。)○

11：天平勝宝8(756)年6月10日。天皇は次のように詔した。「この頃、技術者を各地に遣わして、諸国の国分寺の造仏を促し調べさせた。来年の聖武帝の一周忌には、必ず仕上げるようにせよ。その仏殿も一緒に造り上げさせよ。もし仏像および仏殿を、既に造り終えたならば、また塔を造り忌日に間に合わせよ(後略)」(原文：詔曰。頃者。分遣使工、検催諸国仏像。宜来年忌日必令造了。其仏殿兼使造備。如有仏像并殿已造畢者。亦造塔令会忌日。)●

12：天平勝宝8(756)年12月20日。越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土佐・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向など26の国には国毎に灌頂幡一具・道場幡四十九具・緋綱二条を分かち下し、各国で行う太上天皇の一周忌のご齋会のりっぱな飾りに充てさせた。使用後は金光明寺に収め置き、永く寺物として、必要なことが起これば出して用いさせた(原文は先に示した)○

13：天平宝字2(758)年7月28日。天皇は次のように勅した。「朝廷は安寧に、天下は太平になるように、国ごとに金剛般若経30巻を書き写し奉り、国分僧寺に20巻、国分尼寺に10巻を安置し、つねに金光明最勝王経にそえて、それぞれ転読させよ」と(原文：勅。為令朝廷安寧、天下太平。国別奉写金剛般若経卅卷。安置国分僧寺廿卷。尼寺十卷。恒副金光明最勝王経。並令転読焉。)○

14：天平宝字3(759)年11月9日。国分寺と国分尼寺の図面を天下の諸国に分ち下した(原文：頒下国分二寺図於天下諸国。)○

15：天平宝字4(760)年6月7日。東大寺や全国の国分寺を創建したことも、もともとは皇太后が聖武天皇に勧めたことによるのである(原文：創建東大寺及天下国分寺者。本太后之所勸也。)○

16：天平宝字4(760)年7月26日。皇太后の七々の齋会を、東大寺と京内のもろもろの小寺で行った。天下の諸国には国ごとに阿弥陀浄土の画像を造らせ、国内の現在の僧尼の数を調べて、「称讃浄土経」を写させ、それぞれ国分金光明寺において礼拝・供養させた(原

文：設皇太后七七齋於東大寺并京師諸小寺。其天下諸国。毎国奉造阿弥陀浄土画像。仍計国内見僧尼。写称讚浄土経。各於国分金光明寺礼拝供養。)。○

17：天平宝字5（761）年6月7日。光明皇太后の一周忌の齋会を阿弥陀浄土院で設けた。その院は法華寺内の西南隅にあり、皇太后の一周忌の齋会を行うために造営したものである。一方天下の諸国に命じて、それぞれの国分尼寺で、阿弥陀仏の丈六の像一体・脇侍の菩薩像2体を造らせた（原文：設皇太后周忌齋於阿弥陀浄土院。其院者在法華寺内西南隅。為設忌齋所造也。其天下諸国。各於国分尼寺。奉造阿弥陀丈六像一軀。脇侍菩薩像二軀。）。○

18：神護景雲元（767）年春正月8日。天皇は次のように勅した。「畿内および七道の諸国は七日の間、おのおのの国分寺である金光明寺において、吉祥天悔過の法を行え。（後略）」（原文：勅。畿内七道諸国。一七日間。各於国分金光明寺。行吉祥天悔過之法。）○

19：神護景雲元（767）年5月20日。尾張国海部郡の主政・外従八位の刑部国足は、尾張の国の国分寺に米千石を献上したので、外従五位を授けた（原文：尾張国海部郡主政外正八位下刑部岡足、献当国国分二寺米一千斛。授外従五位下。）。●

20：神護景雲元（767）年6月22日。紀伊国那賀郡の大領・外正六位の日置毗登弟弓は稲一万束を紀伊国の国分寺に献上したので外従五位下を授けた（原文：紀伊国那賀郡大領外正六位上日置毘登弟弓。稲一万束献於当国国分寺。授外従五位下。）。○

21：神護景雲2（768）年3月1日。北陸道巡察使・右中弁・正五位下の豊野真人出雲は次のように言上した。「佐渡国の国分寺造営料の稲一万束は、毎年越後国から支出されます。（中略）どうか佐渡国の田租を割いて国分寺造営の用途に充てることにして頂きたいと思えます。」（原文全文：北陸道使右中弁正五位下豊野真人出雲言。佐渡国造国分寺料稲一万束。毎年支在越後国。常当農月。差夫運漕。海路風波。動経数月。至有漂損、復徴運脚。乞、割当国田租。以充用度。）○

22：神護景雲3（769）年9月8日。尾張国が次のように言上した。「この国と美濃国との堺を流れる鵜沼川で、今年洪水がありました。（中略）国府と国分二寺は、共にその下流に位置しているので、もしこのまま歳月を経れば、必ず水害によって壊され流されるであります。（後略）」（原文全文：尾張国言。此国与美濃国堺。有鵜沼川。今年大水。其流没道。毎日侵損葉栗。中嶋。海部三郡百姓田宅。又国府并国分二寺。俱居下流。若経年歳。必致漂損。望請。遣解工使。開掘復其旧道。許之。）○

23：宝亀元（770）年夏4月1日。美濃国方県郡の小領・外従六位下の国造雄万が、私稲二万束を国分寺に献上したので外従五位下を授けた（原文：美濃国方県郡少領外従六位下国造雄万献私稲二万束於国分寺。授外従五位下。）。○

24：宝亀元（770）年9月22日。高野天皇の七七日である。山階寺で法会を催し、僧に食事を供した。諸国においては、国ごとに管内の僧尼を金光明寺と法華寺に招請し、行道し誦経させた（原文：七七。於山階寺。設齋焉。諸国者。毎国屈請管内僧尼於金光・法華二寺。行道・転経。是日。京師及天下諸国大穡。）。○

- 25：宝亀3（772）年6月15日。仁王会を宮中と、京内の大小の諸寺、および畿内・七道諸国の国分金光明寺で催した（原文：設仁王会於宮中及京師大小諸寺。并畿内七道諸国分金光明寺。）。○
- 26：宝亀4（773）年夏4月9日。山背国の国分二寺に、便宜のよい地にある田をそれぞれ20町喜捨した（原文：捨山背国国分二寺便田各廿町。）。○
- 27：宝亀6（775）年8月22日。伊勢・尾張・美濃の三国が言上して、「異常な風雨があり（中略）さらに国分寺や諸寺の塔が19基も壊れました」（原文：伊勢。尾張。美濃三国言。九月日異常風雨。漂没百姓三百余人。馬牛千余。及壊国分并諸寺塔十九。）。●
- 28：宝亀8（777）年7月14日。但馬国の国分寺の塔に雷が落ちた（原文：震但馬国国分寺塔。）。○
- 29：宝亀10（779）年8月26日。治部省はまた次のように言上した。「今、僧尼の本籍を調べて作成し、内外の諸寺の名帳と照らし合わせたところ、国分寺の僧尼は京に住む者が多いようです。（後略）」（原文全文：治部省言。今檢造僧尼本籍。計会内外諸寺名帳。国分僧尼。住京者多。望請。任先御願。皆帰本国者。太政官処分。智行具足。情願借住。宜依願聽。以外悉還焉。）○
- 30：天応元（781）年12月29日。また天皇は天下諸国に次のように勅した。「七七の日には、国分寺と国分尼寺の現役にある僧尼に命じて、光仁太上天皇のための齋会を設けて冥福を祈らせるように」（原文：当太行天皇初七。於七大寺誦經。自是之後。每値七日。於京師諸寺誦經焉。」又勅天下諸国。七七之日。令国分二寺見僧尼奉為設齋以追福焉。）○
- 31：延暦2（783）年4月28日。去る天平13年2月に天皇は勅して次のように処分された。国ごとに僧寺を造り必ず20人の僧を置くように。（中略）国分寺の僧に死亡や欠員が生じた時の替りはその土地の僧で法師になるにふさわしい者をもって充てよ。（後略）」（原文全文：先是。去天平十三年二月。勅処分。每国造僧寺。必合有廿僧者。仍取精進練行。操履可称者度之。必須数歳之間。觀彼志性始終無変。乃聽入道。而国司等不精試練。每有死闕。妄令得度。至是勅。国分寺僧。死闕之替。宜以当土之僧堪為法師者補之。自今以後。不得新度。仍先申闕状。待報施行。但尼依旧。）○
- 32：延暦8（789）年12月23日。天皇は次のように勅した。「中宮の七七日の御齋会は、来年の2月26日にあたる。そこで、天下諸国の国分寺・国分尼寺に現在いる僧侶や尼僧たちに、中宮のために経を読ませよ。」（原文：又勅。頃者中宮不予。稍經旬日。雖勤医療。未有応驗。思帰至道。令復安穩。宜令畿内七道諸寺。一七箇日誦誦大般若經焉。）○

しかしこの庄司の論は、近畿天皇家の正史の中に抹殺すべき先行王朝の定めた名称である「国分寺」が出てくる理由を説明しておらず、さらになぜ「国分寺」の名称が741年にいきなり出てくるのだろうか、もっと前から出ていても不思議ではないということも説明していない。

この問題は、741年に「国分寺」の名称が出てきた理由を、「国分寺」の「国分」という

語の意味を問うことでこの矛盾は解消できると思われる。

先に見たように、741年の記事の前、神亀5（728）年12月28日の項には、「金光明経64部計640巻を諸国に配布した（国毎に10巻宛）。国毎に8巻本であったり4巻本であったので、あらたに書写して10巻本を分与したのである。経の到着次第に転読させることにした。国家を平安ならしめるためである。」（原文：金光明経六十四帙六百四十巻頒於諸国。国別十巻。先是。諸国所有金光明経。或国八巻。或国四巻。至是、写備頒下。随経到日。即令転読。為令国家平安也。）との記事が載せられている。中央で書写した経巻を諸国に分与したというわけだ。つまりこのことは、分けられた経のことを「国分の金光明経」と呼び、この経を持っている諸国の寺のことを「国分金光明寺」と呼んだということを示唆している。

「国分寺」という呼称は、この省略形にすぎない考える。

そしてこのことは庄司が挙げた、741年の聖武の詔でこの寺の正式名称は「金光明四天王護国之寺」としたあとの、正史『続日本紀』での呼称一覧がよく示している。

庄司が挙げた例の中に何度も「国分金光明寺」という呼称が頻出する。

すなわち、749年7月の諸の国分金光明寺・大倭国の国分金光明寺、760年7月の、各国分金光明寺において、767年1月の同文の例。さらに772年6月の、畿内・七道の諸の国分金光明寺に設くである。この間もそれ以後も「国分金光明寺」との表記に並行して、「国分寺」「国分僧寺・尼寺」との呼称が合わせて使われている。

さらに、神護景雲元（767）年春正月8日の天皇の勅で「おのおのの国分寺である金光明寺において、吉祥天悔過の法を行え」と、それぞれの国の「金光明寺」がそれぞれの国の「国分寺」であることを明確に示していた。

国々の国府に隣接して建てられた七重塔を持つ官立寺院の正式名称は、それぞれの国の「金光明四天王護国之寺」であったが、略称として「金光明寺」もしくは「国分金光明寺」「国分寺」の名称がつかわれており、先にみた『続日本紀』でのそれぞれの記事でこの寺の名称が異なるのは、もともなった文書で寺の名称が異なっていたからだと思われる。

聖武の741年の詔以前にあった諸国国府の官立寺院は「国分寺」ではないと考える。

この国府の官立寺院に、中央で書写した金光明経を配布してこれを「国分金光明寺」と呼び、741年の詔でこの正式名称を「金光明四天王護国之寺」としたものの、やはり名称としては長く、これに国毎の国名である〇〇、たとえば武蔵国なら「武蔵金光明四天王護国之寺」ではあまりに長いので、「武蔵国分金光明寺」もしくは「武蔵国分寺」の省略名称がつかわれ、これが残ったとしたほうがよいと思われる。

では近畿天皇家以前の国毎の国府に置かれた官立寺院をなんと呼んだか。

これは角田が示した中世文書に従うしかない。

この文書は、この官立寺院が近畿天皇家によって「国分寺」と呼ばれる前の呼称である「国府寺」の呼称を残した例と考える以外にないのである。そして、「古田史学の会」でしばしば論じられている、金光三年、勝照三年・四年、端政五年の九州年号を持つ『聖徳太

子伝記』[文保2(1318)年頃成立]の「聖徳太子 23 歳の条」(これは、九州王朝の告貴元年甲寅—594 年—に相当する)の、「六十六ヶ国建立大伽藍名国府寺」の記事も、こうした事実の反映であると思われる。

全国の国府に作られた官立寺院の名称は「国府寺」であった。

これゆえ私たちは、「武蔵国分寺」の創建伽藍を「武蔵国府寺」と呼ぶのである。

ただしこれは、当時においてこう呼ばれたことを意味しない。

たとえば郡家に付属した寺院の場合には郡名を冠していたことは、そこから出土した文字瓦からわかる。「武蔵国分寺」に近いところの例では、府中市の「武蔵国府遺跡」のすぐ東側から出土した文字瓦からは、ここに「多摩寺」と呼ばれる寺院があったことがわかり、これはここにあった古代寺院「京所廃寺」の正式名称と考えられている。この寺院の西隣の官衙遺跡が「武蔵国府」と考えられているので、郡寺としてできたこの寺院が、「国府付属寺院」に転用されたと考えられている。

郡家に付属した寺院が「郡名+寺」の名であったことは、国府に付属した寺院の名称が「国名+寺」であったことを示している。

ということは当時においての「武蔵国府寺」の正式名称は「武蔵寺」であろうし、尼寺は「武蔵尼寺」であろう。

この呼称が近畿天皇家の正史『続日本紀』に残された例が、文武天皇の大宝元(701)年8月4日の太政官による官寺の食封停止の決定中の「筑紫尼寺」であったものと思われる。そしてこの決定で同時に食封を停止された「観世音寺」は、九州王朝の都城で筑紫の国の中枢であった太宰府の条坊中に建立された大伽藍であり、後には「筑紫観世音寺」と呼ばれていることから、「観世音寺」は「筑紫尼寺」と対の関係にあった「筑紫寺」そのものであり、全国に置かれた「国府寺」の総本山(「国分寺」の総本山の東大寺と同様なもの)として建立された伽藍であったのではないかと推測できるのである。

⑤まとめ：国府の官立寺院の名称の変遷

全国の国府に置かれた官立寺院の名称の変遷をまとめておこう。

- ・ 6世紀の末(594年・推古2年)に、九州王朝によって全国の国府に「国府寺」を建立する命が出され、各地の国府に「国府寺」「国府尼寺」が次々と建立されていった。
- ・ 大宝元年(701)の九州王朝から近畿天皇家への列島支配権の法的な移行。
- ・ 神亀5(728)年12月に近畿天皇家の聖武天皇は、諸国に書写した金光明経を分け与えてこれを「国府寺」に納めさせ、以後この寺を、「国分金光明寺」(略称「国分寺」)と呼ぶることとした。
- ・ 天平13(741)年3月(2月という史料もある)。聖武天皇は詔を發し、諸国に国ごとに天皇直筆の金光明経を納めた七重塔を造立することを命じ、この塔を置く寺の正式名称を「金光明四天王護国之寺」とさせ、併せて国ごとに新たに金光明勝王経を書写してこの寺

に納めることと、新たに書写した「妙法蓮華經」を諸国の尼寺（「国府寺」と対になっていた「国府尼寺」、すでに法華經を書写して納めさせていたので、これも「国分法華寺」と改名されていたかもしれないが）に納めさせ、この寺を「法華滅罪之寺」とした。この七重塔は、以前からあった「国府寺」変じて「金光明寺」となった寺に造立された場合と、新たに建立された「金光明寺」に造立された場合とがあった。しかしすべての「金光明寺」に七重塔が建てられたわけではなかった。

さらに「武蔵国分寺」の創建伽藍を「武蔵国府寺」と私たちが呼ぶもう一つの理由がある。それは、詳しくは次の7)にて述べるが、「国分寺」には二つの伽藍形式があり、その古式の7世紀のタイプ（塔が回廊の中にある）が、先に見た「国府寺」を「金光明寺」（略称「国分寺」）に転用した例だと判断でき、新式の8世紀のタイプ（塔が回廊の外にある）が、新たに建立された「金光明寺」ではないかと考えられることだ。そして先に見たように、「武蔵国分寺」の創建伽藍が、塔が回廊の中に置かれる古式の伽藍形式の一つである「觀世音寺式」の伽藍と想定される（この寺の場合は回廊ではなく、伽藍区画溝に沿った瓦葺の板塀であるが）ことから、「武蔵国分寺」の創建伽藍を、「武蔵国府寺」と呼ぶのである。

（2016年11月8日）

★補足訂正：

「④諸国の官立僧寺の名は国府寺である」で近畿天皇家以前に九州王朝が諸国の国府に造った官立寺院を「国府寺」としたが、これは誤りである。理由は、根拠とした史料がどれも後世の中世成立の文書だからである。角田が依拠したのは、観応2（1351）年の『真壁文書』の「羽州国府寺」という記事と、貞和4（1348）年ごろに成立したといわれる『峯相記』にある「播磨国府寺」との表記であった。これは室町時代の文書である。そして「古田史学の会」が依拠したのは、『聖徳太子伝記』[文保2（1318）年頃成立]の「聖徳太子23歳の条」（これは、九州王朝の告貴元年甲寅—594年—に相当する）の、「六十六ヶ国建立大伽藍名国府寺」の記事であった。これは鎌倉時代後期の文書である。

どちらもずっと後世の文書なので「国府寺」と断定することはできない。正しくは全体としては「国府寺」と呼ばれた可能性が後世文書からわかるのである。

今言えることは、『続日本紀』の文武天皇の大宝元（701）年8月4日の太政官による官寺の食封停止の決定中の「筑紫觀世音寺」「筑紫尼寺」のセットとなっている寺名である。つまりどちらも置かれた国名が頭にあり、その後ろに僧寺尼寺の名がある。つまり諸国の国府に置かれた僧寺・尼寺の名は、国名+寺、と国名+尼寺であった可能性が見られるとするのが限界である。近畿天皇家が国府置かれた僧寺と尼寺を、「国名+金光明護国之寺」「国名+法華滅罪之寺」としたように、何か仏教經典名にちなんだ名称があった可能性もあるが、これを証明する史料が存在しない以上、可能性と指摘するにとどめて置きたい。

（2017年6月10日付記）